

公共施設への太陽光発電設備導入事業（PPA 事業）公募実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、海士町が所有する公共施設の屋根や未利用地等に PPA 方式による太陽光発電設備等を導入する事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

- (1) 【事業名】 公共施設への太陽光発電設備等導入事業（PPA 事業）
- (2) 【事業場所】 海士町清掃センター（海士町大字福井 484 番地）
海士診療所（海士町大字海士 1466 番地）
- (3) 【事業期間】 20 年間
- (4) 【担当部署】 里山里海循環特命担当

3. 参加資格

- (1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (2) 海士町内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (3) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (4) 本事業と類似の事業履行実績として、過去 10 年間において海士町内において実績を有すること。

備考

- ・ 民間を含めた太陽光発電事業の採用実績
- ・ 企業、地方公共団体所有施設等における、太陽光発電パネルの設置事業の実績等（選定・契約・受注段階も可）
- ・ 公共施設等への再生可能エネルギー設備の設置実績

- (5) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者

- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りでない。
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- オ 国税及び地方税を滞納している者
- カ 海士町暴力団排除条例（平成 23 年海士町条例第 23 号）第 2 条の規定に該当する者

4. 提出書類

原則として、紙資料にて提出する。また、以下（1）～（7）の他に町が別途書類の提出を求めることがある。

なお、追加としてデータを保存した電子媒体（CD-R）を求める場合がある。

（1）企画提案書（様式第 1 号）

（2）事業実施体制図（任意様式）

代表事業者名、構成関連事業者名を示し、事業者の関係や役割分担を示す。図には資格所有者を記載し、資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。

（3）法人登記事項証明書（原本）

履歴事項全部証明書：3 か月以内のもの

（4）貸借対照表（直近 2 年分）

（5）損益計算書（直近 2 年分）

（6）事業履行実績調書（様式 2 号）

過去 10 年間に於いて海士町内で本事業と類似の事業実績

実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを添付すること。

（7）誓約書（様式 3 号）

5. 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

(1) 技術提案

ア 導入設備の内容

導入設備及びその容量等を具体的にわかりやすく記載すること。

イ 温室効果ガス排出削減量及びその効果の計測・検証方法

ウ 非常時・停電時の利用方法等

エ その他独自提案

(2) 事業実施体制

ア 実施体制、設備導入工程表、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

イ 町内業者の活用計画

ウ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

エ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

オ 故障、緊急時の対応体制図

カ 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

キ 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中及び撤去までにかかり設定するすべての保証内容

(3) 電気料金

運転期間中における町の電気料金の負担

現行の料金との比較・運転期間 20 年分の電気料金シミュレーション等

(4) その他

特筆すべき事項があれば記載

6. 企画提案書作成にあたっての留意事項

(1) 記載の要件

- ・業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- ・A4 版を基本とすること。一部 A3 版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ・提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・ワープロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ 12pt 以上に設

定すること。また、手書きで記載する場合は、1行あたり39文字を限度に記入すること。

(2) 企画提案書

- ・表紙をつけ、表題を記載すること。
- ・提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。

また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

7. 提出方法等

(1) 提出の形式・部数

ア 4.提出書類の書類 1部

原則としてA4判にしてファイルに綴じて提出すること。

イ 上記アのデータを保存した電子媒体(CD-R) 1部

(2) 提出期限

令和6年10月30日 17時(必着)

(3) 提出場所・提出方法

担当窓口あて持参または郵送による提出とする。

持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

提出先

〒684-0403 島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地

海士町役場里山里海循環特命担当

8. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」(様式4)を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和6年10月16日~10月21日 まで

イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「公共施設への太陽光発電設備等導入事業(PPA事業)に関する質問」とすること。Eメール送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

里山里海循環特命担当 渡辺

watanabe-yuuichirou [アットマーク] town.ama.shimane.jp

(2) 回答

海士町役場ホームページにて、令和6年10月25日にすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

9. 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、審査委員において書面により審査する。企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリング等については実施しない。なお、審査委員による審査過程は非公開とする。

(1) 審査期間

令和6年11月1日から11月8日までを予定

(2) 評価選定方法

企画提案書について、評価基準に基づいて評価点を算定し、その合計点数が60点以上でかつ最高点の事業者を事業実施予定者として選定する。最高得点者が複数の場合は、審査委員による投票で決定するものとする。なお、事業実施予定者が辞退又は失格となった場合は、次順位の応募者を事業実施予定者として選定することとし、以降も同様とする。ただし、合計点数が60点を下回った応募者は選定の対象とならない。

(3) 評価基準

企画提案書の評価基準は、下表のとおり

No.	評価項目	評価内容	配点	総合点
1	技術提案	・導入設備の内容、設備容量に具体的な提案があるか。	10	50
		・技術提案に具体性・妥当性があり、創出した電力の有効活用ができる内容であるか。（余剰電力活用方法など）	10	
		・二酸化炭素排出量の削減効果が高いか。	10	
		・災害等、非常時利用の内容が充実しているか。	10	
		・具体性、実現性があり、町の特性を活かした提案か。	10	
2	実施体制	・無理のない実施体制、スケジュール等となっているか。	5	20
		・町内事業者を活用する提案となっているか。	10	
		・明確なメンテナンス計画、実施体制等となっているか。（定期点検、設備更新計画など）	5	
3	電気料金	・運転期間中における町の電気料金総額は現行と比較して小さいか。	10	10
4	事業実績	・過去10年間のうち、類似する太陽光発電設備施工実績がどの程度あるか	10	10
5	その他	・特筆すべき事柄があるか	10	10
合 計 点			100	

(4) 選定結果の通知

選定結果は、審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。

10. その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

- ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は町に帰属する。
 - イ 提案者は、町に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ町に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、海士町情報公開条例（平成13年海士町条例第11号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
 - (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
 - (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
 - (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため町と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

11. 失格要件

企画提案書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ウ 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。